壱岐市職員措置請求書

壱岐市長(委員会若しくは委員又は職員)に関する措置請求の要旨

- 1 請求の要旨
- 2 請求者

住 所

氏 名(自署)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

壱岐市監査委員宛て

- (注1)「1 請求の要旨」には、次のことについて記載してください。
 - ① だれが(対象となる機関又は職員)
 - ② いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか (その行為が1年以上前である場合は、請求に正当な理由の記載が必要)
 - ③ その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
 - ④ その行為により、どのような損害が壱岐市に生じているか
 - ⑤ どのような措置を請求するのか
- (注2) 請求書には、事実証明書(監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実に該当する具体的事実が存することを証する書面)を添付してください。
- (注3) 請求書は、直接持参するか、又は郵送してください。
- (注4) 請求人が複数のときは、連記してください。